平成21年5月14日

各　　位

会 社 名　株式会社　　松　　風
代表者名　取締役社長　太　田　勝　也
（コード番号　７９７９　東証第2部、大証第2部）
問合せ先　総務部長　寺 本　真 也
（TEL 075-561-1914）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月25日開催予定の第137回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1) 当社の事業の多様化に対応するため、事業の目的事項を追加するものであります。

(2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、不要となる規定の削除など所要の改正を行うとともに、経過措置を定めるために附則を設けるものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

３．日　　程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木)

以　上

別　紙

定款変更案新旧対照表

（下線は変更部分であります）

現行定款	変更案
（目　的） 第　２　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（9）（記載省略） （新　設） （10）～（11）（記載省略）	（目　的） 第　２　条　　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 （1）～（9）（現行どおり） （10）口腔ケア食品の販売 （11）～（12）（現行どおり）
（株券の発行） 第　７　条　　当会社は、その株式に係る株券を発行する。	（削除）
第　８　条　　（記載省略）	第　７　条　　（現行どおり）
（単元未満株券の不発行） 第　９　条　　当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。	（削除）
（株式取扱規則） 第　１０　条　　当会社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続き並びに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。	（株式取扱規則） 第　８　条　　当会社の株式に関する取扱いは、取締役会で定める株式取扱規則による。
（株主名簿管理人） 第　１１　条　　（記載省略） ２．　　（記載省略） ３．当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第　９　条　　（現行どおり） ２．　　（現行どおり） ３．当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取、買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

現行定款	変更案
第　１２　条 　　～ 第　１３　条　（記載省略）	第　１０　条 　　～ 第　１１　条　（現行どおり）
（基準日） 第　１４　条　　当会社は、毎年３月３１日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。	（基準日） 第　１２　条　　当会社は、毎年３月３１日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。
第　１５　条 　　～ 第　３７　条　（記載省略）	第　１３　条 　　～ 第　３５　条　（現行どおり）
（剰余金の配当の基準日） 第　３８　条　　剰余金の配当としての期末配当は毎年３月３１日、中間配当は毎年９月３０日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。	（剰余金の配当の基準日） 第　３６　条　　剰余金の配当としての期末配当は毎年３月３１日、中間配当は毎年９月３０日の株主名簿に記録された株主若しくは登録株式質権者に対しこれを行うことができる。
第　３９　条 　　～ 第　４１　条　（記載省略）	第　３７　条 　　～ 第　３９　条　（現行どおり）
	附　則
（新　設）	第　１　条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。
（新　設）	第　２　条　前条及び本条は、平成２２年１月５日まで有効とし、平成２２年１月６日をもって前条及び本条を削るものとする。

以　上